

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

第6回 理事会の焦点

マスターズ制度の進化に向けて

開催日時 10月15日(水) 午後1時

場所 日個連会館

決議事項

- ① 平成27年新年賀詞交歓会等のスケジュール並びに来賓者(案)に関する件
- ② 「私はマスター」シールの作成に関する件
- ③ マスターズ制度表示管理規則一部改定(案)承認の件
- ④ 代務運転者のマスターズ制度への参加に関する件
- ⑤ 会員の処分に関する件

理事会の冒頭、木村会長より次のような話がありました。

優良事業者団体表彰辞退について

9月25日、タクセンの優良事業者団体表彰式があり、28団体が表彰されています。不正入構が現認された何人かの支部長さんから申し出があった表彰の辞退について、20団体に声を掛けさせていただきました。非常にづらい決断であったと思いますが、事態を重く受け止めていただき、辞退をしていただくこととなりました。当日はタクセンや行政、法人業



「意識のベクトルを上に向けて」と語る木村会長

界の方々へ今回の件についてお詫びを申し上げました。

不正入構・不正表示問題について

それぞれの処分が各団体で進んでいます。最終報告については次回の理事会で話できるかと思っています。また現在、優良タクシー乗り場への入構禁止実施期間中ですが、残念ながら10月1日に品川駅西口乗り場にて不正入構者が2人ほど出てしまいました。決議事項にもある通り、10月1日施行となった会員の処分等に関する規則適用の審議をさせていただきます。

事業者に対する情報伝達について

通常、手紙を出せば大多数には伝わるのですが、1万4千人全員に伝えるとなると本当に難しい問題です。しかし100%を目指さなければなりません。各会員団体・所属団体の役員の皆さんと一緒に、いろいろな場面で工夫をしながら周知徹底が図れるようにご協力をお願いします。

マスターズ制度に関して

これからは制度を現実に沿った対応ができるように進化させなければなりません。「ステッカーは貼らない」と言う人の違反状態を解消するため、今回は未認定という概念で対応する提案をさせていただきました。さらに、代務運転者が制度の主旨を理解のうえ参加を希望した場合には、参加を可能にしたいと考えております。

2名に過怠金賦課

審議においては、すべての決議事項が可決承認されました。なお、優良タクシー乗り場に不正入構した2名については、それぞれ過怠金10万円を賦課することとしました。

都内個人タクシー現況 (平成26年10月1日現在)

許可事業者数 14,726名 (前月比 -35名)
 (特別区、武三14,271名 北多摩174名 南多摩281名)
 傘下事業者数 14,437名 (前月比 -26名)
 (特別区、武三13,984名 北多摩173名 南多摩280名)

事業者研修会

業界全体で問題の
克服に取り組むために

10月8日メルパルクホールにて事業者研修会が行われました。今般発覚したマスターズ制度不正表示、優良タクシー乗り場不正入構の経緯等を約800名の事業者に向け、秋田副会長より次のような挨拶がありました。

秋田副会長挨拶
(二部抜粋)

ここ数年、個人タクシーは運転免許許停止中に営業をしていた事案や無車検運行、また指導員に対する暴言・暴力、そして飲酒運転等あつてはならないことが続いている大変に厳しい状況の中で、本年7月に羽田空港国際線優良タクシー乗り場において、マスター（みつ星）を不正に表示して入構している個人タクシーが発覚し、その後、他の優良タクシー乗り場においても同様に不正入構が判明いたしました。これらの行為はタクシーを利用されるお客様、また社会に対する背信行為であるとともに、玉石混淆といわれた個人タクシー

が、このマスターズ制度を約束手形として現在まで個人タクシー制度の存続が認められてきたことを覆す大変に憂慮すべきことであります。

私も今回の問題を、違反行為を行った一部事業者の悪質行為としてのみとらえるのではなく、業界全体の問題として各団体、各事業者全員の問題として克服にあたらなければ乗り越えることができないと思っております。

8月26日には臨時総会を開催し、再発防止策として過怠金賦課制度の導入が承認されるとともに、個人タクシー業界全体として適正化に向け真剣に取り組んでいる姿勢を示し、今後も優良タクシー乗り場への入構資格に「マスター事業者」が残されるよう、マスター資格による1ヵ月間の入構の自粛を決議し、関係機関に申し入れました。その後タクシーセンターの街頭指導会議において、優良運転者章表示事業者を除く、マスター事業者に対する10月の1ヵ月間の入構禁止が決定いたしました。

マスター事業者の皆様には、ご迷惑をおかけいたしますが、個人タクシー不要論につながらないよう趣旨をご理解いただき、遵守されますようお願い申し上げます。

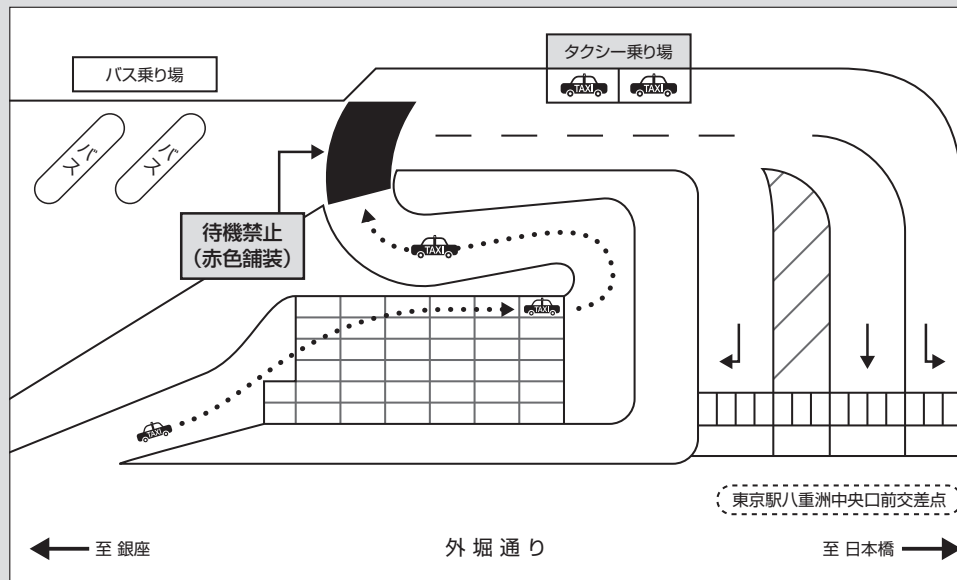
東京駅八重洲口前タクシー乗り場における
入構時の遵守事項について

東京駅八重洲口交通広場では、タクシープールから乗り場への進入路とバスの動線が交差する問題等があり、「東京駅八重洲口広場における交通安全対策検討会」において、タクシー及びバスの双方がともに赤色舗装部分での待機禁止を遵守することで、タクシーの円滑な入路の確保と事故防止を図ることが決定しました。タクシー乗り場の円滑な運用にご協力いただきますよう、よろしく願います。

○東京駅八重洲口前タクシー乗り場における入構時の遵守事項

・赤色舗装上での滞留及び待機は禁止。

・乗り場への入構時には、赤色舗装上にはみ出して待機することがないように十分に注意すること。

東京駅八重洲口前タクシー乗り場
タクシー入路カラー塗装図



「危険ドラッグ」撲滅！

危険ドラッグ乱用者が、凶悪な罪を犯したり、重大な交通死亡事故を引き起こしたりする事案が後を絶たず、深刻な社会問題となっています。



取締り強化!!

麻薬や指定薬物(※)を含む液体、粉末、葉片等が、「合法」と偽って販売されていることがあります。これらを「持っていること」、「買ったり、もらったりすること」、「使うこと」は犯罪です。警視庁では、「危険ドラッグ総合対策推進本部」を設置し、取締りを強化しています。

※指定薬物…興奮・抑制・幻覚等の作用を有する可能性が高く、使用した場合、人体へ悪影響を与えるおそれがある物質を、薬事法に基づき、厚生労働大臣が「指定薬物」に指定しています。現在約1,400物質が指定されており、所持・使用・購入等が禁止されています。(罰則3年以下の懲役・300万円以下の罰金)

アルコール又は薬物の影響により、正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、人を死傷させた場合



過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した場合



【危険運転致死傷罪】

罰則

致死:1年以上の有期懲役
(最高で20年!)

致傷:15年以下の懲役

【過労運転等の禁止】

罰則

3年以下の懲役、50万円以下の罰金

引用元:警視庁「広報けいしちょう」第67号
警視庁HP「ドラッグ吸引による交通事故多発」

危険ドラッグとは？

液体(リキッド)、粉末(パウダー)、葉片等様々な形状のものがあり、お香、アロマ、ハーブ等と偽り、店舗やインターネット上で販売されています。

これまで、「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」等とも呼ばれていましたが、その呼称が「法律に触れない安全なもの」との誤解を与えかねないため、「危険ドラッグ」と呼称することとなりました。



危険です！

危険ドラッグは、覚醒剤や大麻等と類似した成分が含まれており、人体にとって大変有害です。これを使用すると、意識障害、おう吐、けいれん、錯乱等の症状を引き起こすおそれがあり、一度の使用で死んでしまうこともあります。

また、覚醒剤・大麻・麻薬・危険ドラッグ等の薬物は、脳を刺激して興奮させたり、抑制したりする作用、幻覚・幻聴を起こす作用があるので、「一度だけ」のつもりでも、繰り返し使用するようになります。さらに、使用を繰り返していくうちに、どんどん使用量や回数が増えて、やめられなくなります。

行政処分状況

平成26年9月分

処分日	氏名	処分内容 (車両停止)	違反事項	違反概要	点数
9月9日	三尾 博	文書警告及び安全確保命令	運輸規則第25条第3項	運転日報	0点

不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生月	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成26年8月	19	1	1	21

計報

*9月

氏名	所属団体	享年	病名
松田 和彦	(東個協・葛飾第二)	63	喉頭癌
小野 靖男	(東個協・新宿)	71	原発不明癌
佐野 隆康	(東個協・豊島)	65	肝硬変
中林 勉	(東個協・新東京)	70	肺癌
平岡 政澄	(東個協・北多摩)	81	窒息死
棚本 毅	(都営協・民主)	75	肺炎

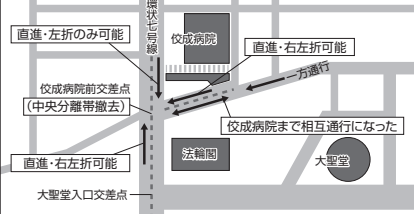
ご冥福をお祈り申し上げます

地理モニター報告③

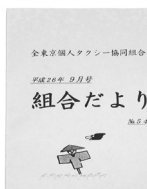
【 移 転 】

名称	新所在地	旧所在地	移転日
立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田2-25-1	中野区弥生町5-25-15	平成26年9月

【 道 路 ・ 橋 等 】

地図	名称	概要	変更日
	百反ずい道周辺道路	交通安全上の問題から一部を一方通行化し、新たな道路も整備された。 2014地図 P 184-D-2~C-1	平成26年10月
	中野五差路	大久保通りから中野通りの中野駅方面への時間帯右折禁止の規制が解除され、常時右折が可能となった。 2014地図 P 121-K-8	平成26年8月
	佼成病院前交差点	環七通りの中央分離帯が撤去され、新たな道路形態となった。 2014地図 P 137-I-4	平成26年9月

優良事業者
団体表彰の賞状も
飾られている



◀月刊「組合だより」には
組合員のための重要な
情報が満載



「明るくて居心地の良い支部です」
と笑顔の事務のみなさん



左より石川理事、新里理事、稲持副支部長、志賀支部長

東京 ぐる り

支部紹介 ● 第61回 ●

日個連東京都営業協同組合 全東京支部
(所在地・渋谷区初台)

自主独立・自由闊達

昭和42年に180名で発足した全東京支部。初代会長の掲げた「自由闊達」「自立独立路線」を脈々と受け継ぐ支部です。志賀支部長は「組合の理事の皆さんが、率先して自由闊達と自主独立路線の精神を実践してくれているので、それに支えられています」と話します。

「個人タクシー事業者は減少傾向にあり、さらに様々な問題に立ち向かわなければならぬ時代に入っている今、支部として組合員との信頼関係の構築をどうするかが、重要になってくると思います。歴史ある支部の精神を生かしつつ、われわれらしい支部運営を続けます」と決意を語る志賀支部長に、理事の皆さんも笑顔で応えます。

なんでも トピックス

地域のおすすめスポットや
クラブ活動、
名物ドライバーなど
なんでもご紹介

第250回記念大会へ!

昭和46年に36名でスタートしたゴルフ部。ゴルフ好きが集まり、現在8代目千葉会長とともに活動中。年6回のコンペも今年11月で250回記念大会を迎えます! 記念のTシャツも作成し、大会を盛り上げています。

